

公益財団法人 四国機器木村記念財団  
奨学金給付規程

第 1 章 総 則

(奨学生の資格)

- 第 1 条 本財団の奨学生となる者は、香川県内の大学の 3・4 回生又は高等専門学校の 4・5 年生であり、学業優秀・品行方正でありながら、経済的理由等により修学が困難であると認められる者でなければならない。
- 2 日本育英会その他の機関から奨学金の貸与又は給付を受けている者は、この適用を受けることができない。

(奨学生の種類)

- 第 2 条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。
- (1) 大学生  
(2) 高等専門学校生

(給付期間及び奨学金の額)

- 第 3 条 奨学金を給付する期間は、在学する大学又は高等専門学校における正規の最短修学期間で卒業する月までとする。
- 2 前項に定める期間中に給付する奨学金の月額は、次のとおりとする。  
月額 50,000 円 ただし、自宅通学の場合は 45,000 円とする。

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の給付

(出願手続)

- 第 4 条 奨学生志望者は、保証人と連署した本財団あての奨学生願書に、在学する学(校)長の推薦書及び保護者の所得証明書を添付して奨学生になろうとする同年の 4 月末までに本財団に提出しなければならない。

(奨学生の選考基準、選考方法及び選考結果の通知)

- 第 5 条 選考基準は下記の通りとする。
- (1) 筆記試験(適性検査)及び面接試験に合格すること。  
(2) 経済的支援が必要であると認められること。
- 2 奨学生の選考は、学(校)長の推薦を経て本財団の理事会及び評議員会で決定する。選考に当たり、直接の利害関係者である理事及び評議員は排除するものとする。
- 3 選考結果は、同年 5 月末日までに、在学する学(校)長を経て本人に通知するものとする。

(学業成績表の提出)

第 6 条 奨学生は毎年度末に、学業成績表を本財団の代表理事あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第 7 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、保証人と連署のうえ、直ちに本財団に届けなければならない。ただし、本人が傷害、疾病などのため届け出ることができないときは、保証人が本人に代わって届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学等の処分を受けたとき。
- (3) 本人又は保証人の氏名、住所その他重要と認められる事項に変更があったとき。

(奨学金の給付)

第 8 条 奨学金は、毎月一定日に給付するものとし、特別の事情がある場合は、2ヶ月分を同時に給付することができる。

- 2 奨学金は、奨学生が設けた最寄りの郵便局の本人名義の口座に振り込むものとする。

(奨学金受領書の提出)

第 9 条 奨学金の給付を受けた奨学生は、その都度、受領書と近況報告を折り返し本財団あてに、提出しなければならない。

(奨学金の減額又は辞退)

第 10 条 奨学生は、本人の希望により、奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

(奨学金の給付休止)

第 11 条 奨学生が休学したとき又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止するものとする。

(奨学金の給付復活)

第 12 条 前条の規定により、奨学金の給付を休止された奨学生が、休止事由が止んで在学する学(校)長を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の給付廃止)

第 13 条 奨学生が次の各号の一に該当したと認めるときは、在学する学(校)長の意見を徴して、奨学金の給付を廃止することができる。

- (1) 傷害、疾病等のため、学業に専念する見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良と認められたとき。
- (3) 奨学金の給付を必要としない事由が生じたとき。

- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
- (5) 在学する大学又は高等専門学校教育方針に著しく反した行動をとり、処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) 退学したとき。
- (7) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(改正)

第14条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

### 第3章 補 則

(実施細目)

第15条 本規程の実施についての必要な事項は、本財団の代表理事が別に定めるものとする。

### 附 則

1. この規程は、公益財団法人四国機器木村記念財団の設立登記のあった日から施行する。
2. この規程は、平成26年3月1日に改正し、平成26年4月1日より施行する。
3. この規程は、平成26年6月14日に改正し、平成26年7月1日より施行する。
4. この規程は、平成26年11月15日に改正し、平成26年12月1日より施行する。
5. この規程は、令和6年5月25日に改正し、令和6年6月1日より施行する。